別添

平成３０年度建設荷役車両特定自主検査
強調月間実施要綱

スローガン

「安全の　心を託す　特自検」

平成 30 年 11 月 1 日～11 月 30 日

■　趣旨

建設荷役車両の特定自主検査（特自検）の実施台数は、平成２９年度には全国で約１８０万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として発生しており、憂慮される状況です。当協会においては、平成３０年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、１１月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署の協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

■　対象事業者

(1) 建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
(2) 建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
(3) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
(4) 建設荷役車両のリース・レンタル事業者

■　主唱者の実施事項

(1) 新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のＰＲ
(2) ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
(3) 巡回指導による現地指導
(4) 研修会・実務研修等の開催
(5)「特自検業務点検表及びその解説（検査業者用又は事業内用）」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

■　事業者が行う実施事項

(1) 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項
・特自検業務が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説（検査業者用又は事業内用）」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・ 検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
・登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しＰＲを行う。
(2) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項
・特自検が計画的に実施されているか確認する。
・特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
・特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

■主唱

公益社団法人　建設荷役車両安全技術協会
本部・各都道府県支部

■後援

厚生労働省・経済産業省

■協賛

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
一般社団法人　日本建設機械工業会
一般社団法人　日本産業車両協会

特自検

―特定自主検査―

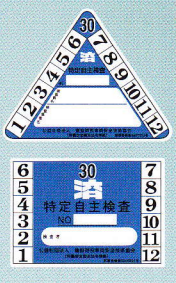

検査を済ませた機械には、
それを証する検査済標章を
貼付しなければなりません。

安全の心を託す特自検

広瀬アリス

特定自主検査強調月間

平成30年11月1日▸30日

主唱　公益社団法人　建設荷役車両安全技術協会
本部・各都道府県支部

後援　厚生労働省　経済産業省

協賛　中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
一般社団法人　日本建設機械工業会
一般社団法人　日本産業車両協会

公益社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

平成30年度建設荷役車両特定自主検査

強調月間実施要綱

スローガン

「安全の 心を託す 特自検」

平成30年11月1日 ▶ 11月30日

趣 旨

建設荷役車両の特定自主検査(※以下 特自検という)の実施台数は、平成29年度には全国で約180万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として発生しており、憂慮される状況です。

当協会においては、平成30年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各労働局・署の協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

対象事業者

(1)建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
(2)建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
(3)建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
(4)建設荷役車両のリース・レンタル事業者

主唱者の実施事項

(1)新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
(2)ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
(3)巡回指導による現地指導
(4)研修会・実務研修等の開催
(5)「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

事業者が行う実施事項

(1)登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項
●特自検が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
●登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。
(2)建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項
●特自検が計画的に実施されているか確認する。
●特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
●特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

平成29 年における車両系建設機械等・荷役運搬機械による死亡災害の発生状況

車両系建設機械・高所作業車

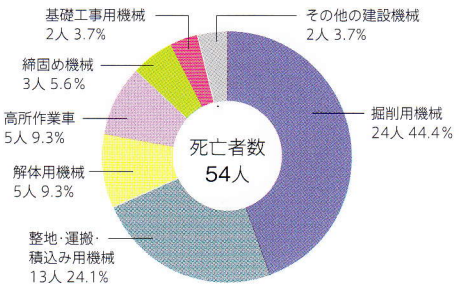

機械の種類別

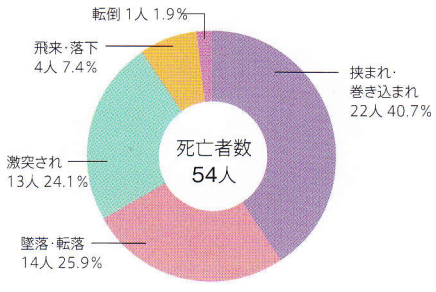

事故の型別

車両系荷役運搬機械
(フォークリフト)

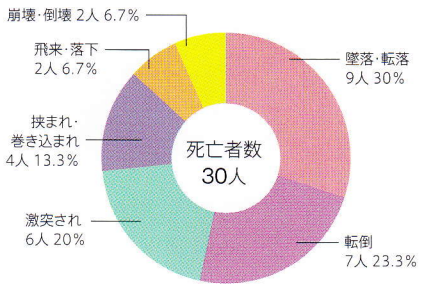

事故の型別

[情報提供:厚生労働省]